

グリーン・デスティネーションズ基準(参考和訳)

基準項目

SECTION 1: Destination Management 観光地管理

責任と組織

| | |
|-----|--|
| 1.1 | サステナビリティ・コーディネーター 持続可能な観光地管理を、適正に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。 |
| 1.2 | 管理組織 十分な資金を持つ組織または管理機構は、持続可能な観光開発と管理を調整し、促進する責任を負う。観光地管理を行う上で様々な団体と協力し、その運営と取引において、持続可能性と透明性の原則に従う。 |
| 1.3 | コーディネーター及びチームの研修 持続可能な観光地の開発と管理に携わる担当者及びチームは、持続可能性について適切な研修を受けているか、経験を積んでいる。 |
| 1.4 | ステークホルダーの関与 観光地管理の組織や機構は、持続可能な観光地管理に市民社会と民間・公共部門を巻き込んでいる。 |

計画と開発

| | |
|-----|---|
| 1.5 | 地域資産の目録(リスト) 自然や文化的な場所を含む、地域資産の目録(リスト)がある。 |
| 1.6 | 観光影響評価 観光地は、自然・文化・社会経済・環境及び観光地の資産に対して観光が与える影響とリスクを分析する観光影響評価を行っている。 |
| 1.7 | 観光地管理の方針・戦略 観光地管理の方針や戦略は、環境、社会、文化、経済の事項に対応しており、複数年計画として立てられ、一般に公開され、常に更新されている。この方針や戦略は、ステークホルダーとの協議により策定され、持続可能性の原則を含んでいる。観光地において、より広い持続可能な開発政策や活動に関連し、影響を与えている。 |
| 1.8 | 行動計画(アクションプラン) 観光地は、目標・行動・対策・責任・時間計画などを含む持続可能な観光の行動計画を策定し、実施している。 |
| 1.9 | 1.9 計画の透明性及び実施 観光地計画の策定は、利害関係者や一般市民との緊密な協議のもとで行われている。計画の規制と決定事項は、公表され、実施されている。 |

来訪者管理

| | |
|------|--|
| 1.10 | 来訪者のモニタリング 来訪者の特徴、量、活動、嗜好などを把握し、公表している。 |
| 1.11 | 来訪者の満足度 観光地での体験の質と持続可能性に対する来訪者の満足度をモニターし、公表している。必要であれば、それに対応する措置がとられている。 |
| 1.12 | 来訪者による圧力の管理(GDS v1タイトル: Seasonality) 観光地は、来訪者管理のための仕組みを持っており、定期的に見直している。地域経済、コミュニティ、文化、環境のニーズを考慮し、バランスを取りながら、来訪者の量と活動を管理し、特定の時間帯や場所で必要に応じて来訪者を減らしたり増やしたりするための措置がとられている。 |
| 1.13 | 観光地の資産のための来訪者管理 来訪者や来訪者の流れを適切に管理することで、自然や社会文化的な資産およびその周辺における観光の影響を最適化している。管理方法は、これらの資産の特徴、能力、感受性を考慮している。 |
| 1.14 | 配慮が必要な場所における来訪者の行動 文化的な行事や文化的・自然的に影響を受けやすい場所での来訪者の適切な行動に関するガイドラインが作成され、来訪者、ツアーガイド、ツアーオペレーターが訪問前および訪問時に利用可能になっている。 |

| モニタリングと報告 | |
|--|---|
| 1.15 | <p>持続可能性の指標とモニタリング (prev 'Indicators')</p> <p>環境、経済、社会、文化的な問題や観光による影響など、観光地の持続可能性に関わる指標を定期的に監視し、対応している。モニタリング方法は、定期的に見直されている。</p> |
| 1.16 | <p>見直しと評価</p> <p>方針と行動計画の目的・目標およびその実施結果は、定期的に監視・評価されている。</p> |
| 1.17 | <p>サステナビリティレポートの公開</p> <p>持続可能性に関する主要な結果は、少なくとも2年ごとに一般に報告され、観光地の一般向けウェブサイトで公開されている。</p> |
| 1.18 | <p>認証に対する苦情</p> <p>観光地は、グリーンデスティネーション基準への準拠に対する内部および外部の苦情に対処するシステムを備えている。苦情は記録され、再発防止のために効果的な是正処置が取られている。</p> |
| 法令と倫理の遵守 | |
| 1.19 | <p>倫理規定と汚職</p> <p>観光地は、経営陣およびその他のスタッフに対し、汚職・贈収賄防止および内部告発者保護に関するガイドラインを含む倫理規定を設けており、実施している。</p> |
| 1.20 | <p>公正な競争と責任ある公共調達</p> <p>観光地は、公共調達に関する国内法を遵守し、品質、価格、持続可能性の側面に基づいて契約を行なっている。</p> |
| SECTION 2: Nature & scenery 自然と景観 | |
| 自然と保全 | |
| 2.1 | <p>自然保全</p> <p>観光地には、生態系、生息地、生物種を保全する仕組みがある。</p> |
| 2.2 | <p>観光が自然に与える影響</p> <p>観光が自然環境に与える影響を測定し、モニタリングしている。観光による自然への影響が特定され、適切に対処されている。</p> |
| 2.3 | <p>2.3 天然資源の保護</p> <p>天然資源の保護が適切に組織化され、実施されており、持続不可能な利用が制限されている。</p> |
| 2.4 | <p>侵略的外来種</p> <p>侵略的外来種の持ち込みと拡散について適切に対処し、防止している。</p> |
| 2.5 | <p>風景と景観</p> <p>自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。</p> |
| 自然と動物体験 | |
| 2.6 | <p>野生生物の保護</p> <p>種(動物、植物、すべての生物)の保全は、地域や国の規制、国際条約や協定を遵守するため、効果的に規制されている。これには、野生生物種とその製品の収穫、捕獲、取引、展示、販売も含まれ、その保護と持続可能な管理を保証している。</p> |
| 2.7 | <p>自然や野生動物との交流</p> <p>観光地は、野生動物との交流に関して、地域、国、国際的な法律や基準を遵守するための仕組みを備えている。野生動物との交流は、累積的な影響を考慮した上で、当該動物や野生動物群の生存能力・行動への悪影響を回避するために、非侵襲的かつ責任を持って管理されている。</p> |
| 2.8 | <p>飼育動物の福祉</p> <p>観光地には、動物福祉に関する地域、国内、国際的な法律や基準を確実に遵守するための仕組みがある。野生動物は、認可された適切な設備を備えた人が、適切に規制された活動のためにのみ、繁殖または飼育することができる。すべての野生動物および家畜の飼育、ケア、取り扱いは、動物福祉の最高基準を満たし、効果的に管理されている。</p> |
| SECTION 3: Environment & climate 環境と気候 | |

| | |
|-----------------------|---|
| 土地利用と汚染 | |
| 3.1 | 騒音 騒音は適切に規制され、最小限に抑えられている。観光事業者と訪問者は、騒音を最小限に抑えるように奨励されている。 |
| 3.2 | 光害 光害による野生生物、住民、訪問者の体験への影響が適切に対処されている。観光事業者と訪問者は、光害を最小限に抑えることが奨励されている。 |
| 3.3 | 土地利用と計画 開発およびインフラ事業の場所と性質を管理し、環境、経済、社会文化的な影響評価を要求し、持続可能な土地利用、設計、建設、取り壊しを統合する空間計画ガイドライン、規制、政策を持っている。 |
| 水の管理 | |
| 3.4 | 水資源の調達 観光地の水資源と使用量が適切に管理され、モニタリングされている。水に関するリスクが評価され、文書化されている。リスクがある場合、観光による水利用が地域社会や生態系の水の需要を損なわないよう、ウォーター・シュワードシップの目標を定め、企業とともに積極的に推進している。 |
| 3.5 | 水使用量の削減 観光地での水の使用量を削減するための定量的な目標を設定し、節水対策を実施している。 |
| 3.6 | 水質の監視と対応 飲料水、レクリエーション、生態系のための水質が適切に監視され、その結果は一般に公開され、水質問題に対して迅速に対応する仕組みが存在している。 |
| 3.7 | 廃水処理 観光地では、浄化槽や廃水処理システムの設置、メンテナンス、排出物のテストについて、明確なガイドラインが施行されている。観光地では、廃水が適切に処理され、地域住民や環境に悪影響を与えることなく、安全に再利用または放出されるようになっている。 |
| 廃棄物処理とリサイクル | |
| 3.8 | 固形廃棄物の減量 固形廃棄物を削減するための定量的な目標が設定され、適切なモニタリングと報告が行われている。特に、プラスチックや使い捨て用品、食品廃棄物の排除または削減に留意している。 |
| 3.9 | 廃棄物の分別とリサイクル 廃棄物の分別に関する定量的な目標が設定され、適切に監視・報告されている。産業廃棄物を含むすべての廃棄物は、廃棄物の種類ごとに効果的に分別されたマルチストリームの回収・リサイクルシステムを提供することで、埋立地からの転換を図るために適切に分別・処理されている。 |
| 3.10 | 廃棄物処理 再利用やリサイクルされない残余の固形廃棄物は、安全かつ持続可能な方法で処理されている。 |
| 3.11 | ゴミのポイ捨て 特に人気のある公共の場所やエリアでは、(来訪者を含む)ゴミのポイ捨てに対処するための対策がとられている。 |
| エネルギー、持続可能なモビリティと気候変動 | |
| 3.12 | 温室効果ガスの排出量と気候変動緩和の取り組み 観光地は、公共部門と観光部門からの温室効果ガス排出を削減するための目標を設定し、監視し、その目標を達成するための緩和政策と行動を実施し報告している。 |
| 3.13 | 旅行による排出量の削減 旅行による大気汚染や気候危機に対する影響を低減するため、観光地への移動や域内での移動に伴う交通機関の排出量を削減する目標を掲げ、これらをモニタリングしている。 |
| 3.14 | 低インパクトのモビリティ 観光地は、交通に関連する大気汚染や観光地での混雑を最小限に抑えるため、低インパクトのモビリティ戦略を採用している。徒歩や自転車、持続可能な低排出ガス車の利用を促進している。 |
| 3.15 | 公共交通機関 公共交通機関が適切に整備され、持続可能な低排出ガス車への移行に向けた明確な取り組みがなされている。公共交通機関の利用が奨励されている。 |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 3.16 | エネルギー消費量の削減 エネルギー消費量の削減と使用効率の向上のために、定量的な目標を設定し、対策を講じている。 |
| 3.17 | 再生可能エネルギー 化石燃料への依存を減らし、再生可能エネルギーの使用を増やすための定量的な目標が設定され、適切な措置が取られている。再生可能エネルギー技術を奨励するためのインセンティブがある。 |
| 3.18 | 効果的なカーボン補償 観光地までの移動、観光地からの移動、観光地内での移動に対して、効果的なカーボン補償を推進し、そのための適切な手段を講じている。 |
| 気候変動への適応 | |
| 3.19 | 気候変動リスクへの対応 デスティネーションは、気候変動に関連するリスクと機会を特定している。観光地の回復力を高めるため、観光施設の立地、設計、開発、管理について、気候変動への適応戦略を追求している。 |
| 3.20 | 気候変動の情報 住民、観光事業者、来訪者は、予測される気候変動、関連するリスク、将来の状況について情報を得ることができる。 |
| SECTION 4: Culture & Tradition 文化と伝統 | |
| 文化遺産 | |
| 4.1 | 有形文化遺産 遺跡や建築遺産、典型的または伝統的な建築物、街のデザイン、文化的景観、遺跡などの文化的資産の評価、保存、真正性、美的表現が適切に管理され、実施されている。 |
| 4.2 | 観光による文化への影響の管理 文化遺産、建築遺産、文化的に重要な景観、土地利用を大切にする観光では、負の影響の回避が注意深く管理されている。損傷、地域文化の崩壊、劣化などのあらゆる影響は適切に監視され、対処されている。 |
| 4.3 | 文化的な遺物の保護 歴史的・考古学的な遺物(工芸品、化石)の販売、取引、展示、贈答は適切に規制され、実施されている。観光事業者や観光客を含め、法律が一般に周知されている。 |
| 人と伝統 | |
| 4.4 | 無形遺産 地域の伝統、芸術、音楽、言語、美食など、地域のアイデンティティや独自性を表す無形文化遺産が適切に保護され、賞賛されている。 |
| 4.5 | 真正性の尊重 地域の生活文化、伝統を敬い保護し地域の行事を支援するとともに、観光はそれらを阻害しない。こうした文化や伝統を観光で見学する場合は、誠意と敬意を払っている。伝統行事を再現する場合には、真正性を重視する。 |
| 4.6 | 先住民の知的財産 先住民、地域住民、コミュニティの知的財産権は、法律や政策によって効果的に保護されている。 |
| SECTION 5: Social well-being 社会福祉 | |
| 人権の尊重 | |
| 5.1 | 再定住 住民の再定住は、自由意志に基づき、事前の十分な情報を得られた上での合意と、公平で公正な補償により、可能になっている。 |
| 5.2 | 資源の所有権と利用権 主要な資源の所有権、水利権、その他の利用権、アクセス権は適切に登録、保護されており、先住民や共同体の権利に適合している。また、公的な協議が行われ、施行されている。 |
| 5.3 | 伝統的なアクセス権 自然や文化遺産への地域住民のアクセスを監視、保護し、必要な場合は修復・復元している。 |

| | |
|-----------|--|
| 5.4 | 人権 観光地は、人権に関する国際基準を遵守している。また、人身売買、現代の奴隷制、商業的・性的・その他のあらゆる形態の搾取、差別、ハラスメント、特に子ども、青少年、高齢者、障がい者、女性、LGBT+などのマイノリティに対する搾取を防止し、報告するための法律、慣行、行動規範が確立されている。 |
| 5.5 | 人権に関する法律の公開 基準5.4「人権」で述べられているように、搾取や嫌がらせから人々を守るための法律や確立された慣行が施行され、公表されている。 |
| 5.6 | アクセシビリティ 自然や文化的に重要な場所、施設、サービスは、現実的であれば、障害者、特定のアクセス要件、その他の特別なニーズを持つ個人を含むすべての人が利用できる。場所や施設がすぐにアクセスできない場合は、完全性を考慮しつつ、解決策の設計と実施によりアクセスを提供している。場所、施設、サービスのアクセシビリティに関する情報を提供している。 |
| コミュニティの参加 | |
| 5.7 | 計画への地域住民の参加 持続可能な観光地への計画と管理において、地域住民の参加を可能にし、促進している。 |
| 5.8 | 住民参加とフィードバック 観光地は、持続可能な観光の機会と課題に対する地元の理解を深め、コミュニティの対応能力を高めるための仕組みを備えている。 |
| 5.9 | ステークホルダーの貢献 企業、訪問者、一般市民は、ボランティアとして、あるいは現金や現物で、地域社会や持続可能性の取り組みに貢献する機会が提供されている。 |
| 5.10 | 住民の満足度 観光の持続可能性と観光地管理に対する地域社会の要望、懸念、満足度が定期的にモニタリングされ、結果が公表され、対応した行動がとられている。 |
| 地域経済 | |
| 5.11 | 経済効果のモニタリング 観光の目的地経済への直接的・間接的な貢献度をモニタリングし、公表している。その際、訪問者数、訪問者支出、雇用・投資データ、経済的利益の分配に関する証拠など、適切なデータを含めている。 |
| 5.12 | 地元企業の支援 地元企業、サプライチェーン、持続可能な投資を支援することで、観光消費を地域経済にとどめることを奨励している。 |
| 5.13 | 地域の特産品や特色あるサービスの奨励 フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。 |
| 5.14 | 観光産業における地元雇用の促進 観光地は、観光におけるキャリアの機会や研修を奨励し、サポートしている。 |
| 社会経済の影響 | |
| 5.15 | オーバーツーリズムの回避 来訪者が地域社会や他の来訪者に与える社会的影響を適切に把握している。 |
| 5.16 | 不動産開発 観光目的での不動産賃貸やコンセッションなど、不動産開発・運営の社会経済的効果を最適化するための計画指針、規制、および/または政策がある。 |
| 健康と安全 | |
| 5.17 | 健康と安全 犯罪、安全、健康被害など、住民と旅行者へのあらゆる危険が予防され、対応され、適切にモニタリングされ、一般に報告されている。 |

| | |
|---|---|
| 5.18 | リスクと危機管理 観光地に適したリスク低減、危機管理、緊急対応計画がある。住民、訪問者、企業に対し、重要な要素が伝えられている。計画を実施するための手順とリソースが確立されており、定期的に更新されている。 |
| SECTION 6: Business & Communication ビジネスとコミュニケーション | |
| ビジネス部門の参画 | |
| 6.1 | 事業者における持続可能性の促進 観光関連企業に持続可能性の問題を定期的に伝え、その事業をより持続可能なものにするよう奨励・支援している。 |
| 6.2 | 持続可能性の基準 観光地は、持続可能性の基準の採用を推進し、GSTC-Industry Recognized standardsとGSTC-I Accredited certification schemesの観光企業への適用を促進している(可能な場合)。 |
| 6.3 | 認定事業者の公表 持続可能性が認証された観光事業者または観光商品のリストが整備され、一般に公開されている。 |
| 6.4 | 水使用量(企業) 企業は、水の使用量を測定、監視、管理し、公に報告することが奨励されている。 |
| 6.5 | 固形廃棄物(企業) 企業は、生ゴミを含む固形廃棄物を避け、削減し、再利用し、リサイクルするよう奨励されている。使い捨ての物品、特にプラスチックを排除または削減するための措置がとられている。再利用やリサイクルされない残余の固形廃棄物は、安全かつ持続可能な方法で処理される。 |
| 6.6 | エネルギー消費量(企業) 企業は、エネルギー消費量を測定し、監視し、削減し、公表することが奨励されている。 |
| 6.7 | 温室効果ガス排出量(企業) 企業は、事業活動のあらゆる側面(サプライヤーやサービスプロバイダーからのものも含む)から排出される温室効果ガスを測定、監視し、最小化し、報告することが奨励されている。また、排出される温室効果ガスがある場合は、効果的にオフセットすることが望ましい。 |
| 6.8 | 均等で公平な雇用(企業) 観光地の観光企業は、地元での雇用、研修、昇進の機会の平等、安全で安心できる労働環境、そしてすべての人に生活賃金を提供することを保証している。 |
| 6.9 | アクティビティ提供者の実践規範 アクティビティの提供者とツアーガイドは、ツアーの影響を最適化するために、責任ある持続可能なエクスカージョンのための関連する実践規範を遵守している。 |
| 情報とマーケティング | |
| 6.10 | 敬意と正確さを持ったプロモーション 観光地のプロモーション、マーケティングメッセージ、ビジター向け情報資料、その他のコミュニケーションは、観光地の価値観と持続可能性への取り組みを反映している。商品、サービス、持続可能性の主張が正確であり、地域社会や自然・文化財を尊重し、信頼できるものである。 |
| 6.11 | 訪問者への持続可能性の情報 訪問者は、自然、環境、文化、社会など、観光地の持続可能性に関わる問題について十分な情報を与えられ、それらに取り組む役割を果たすよう奨励されている。 |
| 6.12 | 解説情報 最も重要な自然・文化遺産には、訪問者にその場所の重要性を伝えるための解説資料が用意されている。その情報は正確で、異なる文化的価値観を尊重し、ホストコミュニティの協力を得て作成され、現地の言語を含む関連するほとんどの言語で明確に伝達されている。 |